

審 査 基 準		
個人・団体使用料	使用料を全額免除する場合	①義務教育諸学校がそれぞれの教育課程に基づき授業として使用する場合 ②義務教育諸学校に勤務する教職員の研修及び講習会として使用する場合 ③函館市民の水難防止又は救助を目的とした研修及び講習会として使用する場合 ④心身障害者の福祉向上のために使用する場合 ⑤函館市, 函館市教育委員会が行う事業のうち必要と認めた場合 ⑥その他, 教育委員会が特に必要と認めた場合
	50人に満たない場合でも団体使用料を適用し減額する場合	①幼稚園が教育課程に基づき授業として使用する場合 ②学校教育法第1条に定める学校の水泳クラブ員が所属する学校の責任者のもとで練習する場合 ③社会教育関係団体が水泳を通じ青少年健全育成を目的とした事業を行う場合 ④函館水泳協会に加盟するクラブ又は団体が責任者のもとで練習する場合
専用使用料		①義務教育諸学校がそれぞれの教育課程に基づき授業として使用する場合 (小学校合同記録会、中学校体育大会等) ・土, 日曜, 祝日, 春・夏・冬休み期間中使用する場合—使用料の4分の3相当額を減額 ・上記以外の平日—免除 ②函館市民の水難防止又は救助を目的とした場合—全日免除 ③心身障害者の福祉向上のために使用する場合 ・入場料等を徴収する場合—使用料の4分の3相当額を減額 ・上記以外—免除 ④函館市, 函館市教育委員会が行う事業のうち, 必要と認めた場合 ・入場料等を徴収する場合—使用料の4分の3相当額を減額 ・上記以外—免除 ⑤学校教育法第1条に定める学校が全市的以上の参加のもとに行う水泳競技大会 (函館地区大会、北海道大会、全国大会) ⑥函館水泳連盟に加盟するクラブ又は団体が全市的以上の参加のもとに行う水泳競技大会で, 参加者が100人以上の場合 ・入場料等を徴収する場合, 土, 日曜, 祝日を使用する場合—使用の4分の3相当額を減額 ・上記以外—使用料の5分4相当額を減額 ⑦その他, 教育委員会が特に必要と認めた場合—使用料の4分の3相当額以内の減額あるいは免除